人 事 委 員 会 年 報

令和６年度

さいたま市人事委員会

目　　次

第１　組織と運営

１　人事委員会の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　人事委員会の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　人事委員会事務局組織及び所掌事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　人事委員会事務局の予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

５　人事委員会の開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２　任用

１　採用試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

２　採用選考　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

３　昇任試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

４　昇任選考　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第３　給与、勤務時間その他の勤務条件

１　給与等に関する報告及び勧告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

２　条例の制定、改廃に対する意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

３　規則等の制定、改廃の協議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

４　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認等　・・３６

第４　公平審査等

１　勤務条件に関する措置要求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

２　不利益処分に関する審査請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

３　苦情相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

第５　職員団体

１　職員団体の登録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

２　管理職員等の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

第６　労働基準監督機関

１　労働基準法の号別区分等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

２　職権行使状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

第７　人事委員会規則等の制定、改廃

１　人事委員会規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

２　人事委員会訓令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

２　人事委員会通達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

第８　公平委員会事務の受託　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

第９　各種会議の開催状況

１　全国人事委員会連合会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

２　大都市人事委員会連絡協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

３　その他の会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

○　事務局職員名簿（令和６年４月１日現在）

第１　組織と運営

１　人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「地公法」という。）第７条第１項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口１５万人以上のもの及び特別区は、同条第２項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市として必置の人事委員会が円滑に機能していくよう、地公法第７条第２項の規定に基づき、さいたま市人事委員会設置条例（平成１４年さいたま市条例第５１号）により平成１４年１０月１日に人事委員会を設置し、翌平成１５年４月１日、政令指定都市への移行に伴い、地公法第７条第１項の規定に基づく人事委員会となった。

２　人事委員会の構成

人事委員会は３人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は４年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、４年、３年、２年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

職	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	白　鳥　敏　男	令和 4 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
委　　員 （委員長職務代理者）	田　中　　洋	令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
委　　員	久　田　冨士子	令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

３　人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和６年４月１日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

⑴　組織（１５人）

事務局長	副理事兼事務局次長	総合調整幹	課　長　１人	参　与　１人	（任用係）
１人	１人	１人			係　　長　１人
					主　　査　３人
					主　　事　２人
					（調査係）
					係　　長　１人
					主　　査　２人
					主　　任　１人

⑵　所掌事務（任用調査課）

ア　人事委員会の会議に関すること。

イ　人事記録に関すること。

ウ　人事に関する統計報告に関すること。

エ　人事委員会業務の状況の報告に関すること。

オ　人事委員会規則、訓令等の制定、改廃及び公布に関すること。

カ　競争試験、選考に関すること。

キ　人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び厚生福利制度に関する調査研究に関すること。

ク　人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。

ケ　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。

コ　給与の支払の監理に関すること。

サ　任用制度及び給与制度に関すること。

シ　分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。

ス　勤務条件の措置要求に関すること。

セ　不利益処分についての審査請求に関すること。

ソ　職員からの苦情の処理に関すること。

タ　退職管理に関すること。

チ　管理職員等の範囲に関すること。

ツ　職員団体の登録に関すること。

テ　労働基準監督機関の職権行使に関すること。

ト　退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。

ナ　公印の管理に関すること。

ニ　文書の収受、発送及び保存に関すること。

ヌ　事務局職員の人事、予算及び決算に関すること。

ネ　事務局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。

ノ　事務局の危機管理に関すること。

ハ　事務局の庶務に関すること。

４　人事委員会事務局の予算

令和６年度における本人事委員会の当初予算（歳出）は、次のとおりである。

科目		予算額（千円）	内容等
（款）総務費 （項）人事委員会費 （目）人事委員会費		１６２，５４８	
（節）	報酬	７，６８０	委員報酬
	給料	５６，００６	事務局職員給料
	職員手当等	５５，６２９	事務局職員手当
	共済費	２４，４９５	事務局職員共済組合負担金
	報償費	２３１	職員採用試験面接官研修講師謝礼
	旅費	６１７	普通旅費
	交際費	４０	委員交際費
	需用費	２，２８３	職員採用試験受験案内他
	役務費	１，１５９	職員採用試験健康診断料他
	委託料	１０，０５６	職員採用試験採点委託料他
	使用料及び賃借料	１，７７９	職員採用試験システム機器リース料他
	負担金、補助及び交付金	２，５７３	全国人事委員会連合会等分担金、各種研修会参加負担金他

５　人事委員会の開催状況

本委員会の会議は定例会と臨時会とに分かれ、令和６年度における開催状況は次のとおりである。

（全体）

	定 例 会	臨 時 会	計
開 催 回 数	２３	３	２６
議 案 件 数	６２	４	６６
協 議 件 数	３	１	４
報 告 件 数	４２	５	４７

（個別）

	開催年月日	議　題　等
第１回 定例会	令和６年４月９日	**議案** １　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度等）及び学芸員採用選考の実施について ２　令和６年職種別民間給与実態調査の実施について **報告** １　職員の懲戒処分について ２　苦情相談の状況について
第２回 定例会	令和６年４月 23 日	**議案** ３　係長級昇任試験実施要領の改正について ４　令和６年度係長級昇任試験の実施について ５　条件付採用期間の延長について ６　さいたま市職員の給与に関する条例第３８条の規定に基づく協議について
第３回 定例会	令和６年５月７日	**報告** ３　さいたま市職員の定年等に関する条例施行規則に基づく勤務延長の状況報告について ４　大都市人事委員会連絡協議会委員長会議に対する申し入れについて

第４回 定例会	令和６年５月 22 日	**議案** ７　人事交流等により引き続いて職員となった者の号給の決定について **報告** ５　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度・免許資格職、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士）、学芸員選考）の申込状況について
第５回 定例会	令和６年６月４日	**議案** ８　令和６年度学芸員採用選考実施要領の制定について ９　令和６年度職員採用試験（免許資格職）の採用予定人員の変更について 10　令和６年度職員採用試験（高校卒業程度、免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、社会人経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）及び学芸員採用選考の実施について 11　令和６年度障害者職員採用選考の実施について **報告** ６　危険又は有害な機械等の設置に係る届出について
第６回 定例会	令和６年６月 18 日	**議案** 12　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度（技術職：土木）及び社会人経験者（技術職：土木））第１次試験に係る取扱いについて 13　新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について **報告** ７　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度・免許資格職、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の第１次試験及び大学卒業程度（行政事務Ｃ）第２次試験実施状況について

第７回 定例会	令和６年７月 10 日	**議案** 14　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度（行政事務Ｃ））の最終合格者の決定等について 15　令和６年人事委員会勧告の勧告日等について **報告** ８　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の第１次試験合格者について ９　苦情相談の状況について 10　令和６年度昇給実施状況について
第８回 定例会	令和６年７月 23 日	**議案** 16　さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１９条の規定に基づく昇格の承認について 17　人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について **報告** 11　令和６年職種別民間給与実態調査の実施結果について 12　職員の懲戒処分について **協議** １　令和６年人事委員会勧告の内容について
第９回 定例会	令和６年８月６日	**報告** 13　勤務条件に関する調査の結果について 14　職員の懲戒処分について **協議** ２　令和６年人事委員会勧告の内容について

第10回 定例会	令和6年8月20日	**議案** 18　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の採用予定人員の変更について 19　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、社会人経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の最終合格者の決定等について 20　新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について **報告** 15　職員給与実態調査の集計結果について 16　人事院勧告について
第１回 臨時会	令和6年8月27日	**報告** 17　令和６年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、社会人経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員、学芸員選考）の申込状況について 18　職種別民間給与実態調査の集計結果について **協議** ３　令和６年人事委員会勧告の内容について
第11回 定例会	令和6年9月3日	**議案** 21　さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１９条の規定に基づく昇格の承認について **報告** 19　解雇予告除外認定について 20　大都市労連連絡協議会からの申し入れについて 21　さいたま市職員労働組合協議会からの申し入れについて 22　埼玉県公務・公共業務労働組合共闘会議等からの要求について **協議** ４　令和６年人事委員会勧告の内容について

第２回 臨時会	令和６年９月 11 日	**議案** 22　令和６年職員の給与等に関する報告及び勧告について **報告** 23　さいたま市教職員組合等からの要求について 24　職員の懲戒処分について
第 12 回 定例会	令和６年９月 17 日	**議案** 23　さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１９条の規定に基づく昇格の承認について 24　さいたま市職員の任用に関する規則第１０条（選考による採用）の運用についての改正について 25　さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての改正並びに市長が定める基準の承認について 26　さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の改正について **報告** 25　令和６年度係長級昇任試験の申込状況について
第 13 回 定例会	令和６年 10 月７日	**議案** 27　委員長職務代理者の指定について 28　令和６年度職員採用試験（大学卒業程度・技術職（土木）、社会人経験者・技術職（土木・機械））の追加試験の実施について 29　さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の改正について **報告** 26　令和６年度障害者職員採用選考の申込状況について 27　令和６年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格

		職、就職氷河期世代（行政事務）、社会人経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員、学芸員選考）の第１次試験実施状況について 28　苦情相談の状況について
第 14 回定例会	令和 6 年 10 月 22 日	**議案** 30　条件付採用期間の延長について 31　医師の初任給決定において別段の取扱いをすることの承認について **報告** 29　条件付採用期間を延長された者のその後の状況について 30　令和６年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、社会人経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員、学芸員選考）の第１次試験合格者について 31　解雇予告除外認定について
第 15 回定例会	令和 6 年 11 月 12 日	**報告** 32　令和６年度障害者職員採用選考の第１次選考実施状況について 33　職員の懲戒処分について 34　政令指定都市等における人事委員会勧告の概要について
第 16 回定例会	令和 6 年 11 月 25 日	**議案** 32　令和６年度職員採用試験（高校卒業程度、職務経験者（福祉、心理）、学芸員選考）の採用予定人員の変更について 33　令和６年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、社会人経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員、学芸員選考）の最終合格者の決定等について 34　令和６年度係長級昇任試験の第１次試験合格者の決定について 35　条例案に対する意見について

		報告 35　令和６年度係長級昇任試験の第１次試験実施状況について 36　令和６年度障害者職員採用選考の第１次選考合格者の決定について 37　解雇予告除外認定について
第 17 回定例会	令和 6 年 12 月 10 日	**議案** 36　令和６年度障害者職員採用選考の最終合格者の決定等について 37　第６８回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会開催協議会の設置について 38　公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の改正について **報告** 38　職員の懲戒処分について
第 18 回定例会	令和 6 年 12 月 24 日	**議案** 39　さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の規定に基づく昇任選考の実施について 40　さいたま市職員の給与に関する条例第３８条及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１１条の規定による協議について 41　さいたま市教職員の給与に関する条例第３４条の規定に基づく協議について 42　さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正について **報告** 39　令和６年度職員採用試験【追加募集】（大学卒業程度・技術職（土木）、社会人経験者・技術職（土木・機械））の申込状況について 40　大都市人事委員会連絡協議会課長会議に対する申し入れについて

第19回 定例会	令和7年1月29日	**報告** 41　令和６年度職員採用試験【追加募集】（大学卒業程度・技術職（土木）、社会人経験者・技術職（土木・機械））の第１次試験実施状況及び合格者の決定について 42　職員の懲戒処分について 43　苦情相談の状況について
第20回 定例会	令和7年2月3日	**議案** 43　条例案に対する意見について 44　さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程第２条第３号の指定について **報告** 44　令和６年度係長級昇任試験第２次試験の実施結果について
第21回 定例会	令和7年2月18日	**議案** 45　さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１９条の規定に基づく昇格の承認について 46　任用に関する規則等の様式の改正について 47　令和６年度職員採用試験【追加募集】（大学卒業程度・技術職（土木）、社会人経験者・技術職（土木・機械））の最終合格者の決定等について 48　職員採用試験実施要領の制定及び改正について 49　令和７年度職員採用試験【先行試験枠】（大学卒業程度　行政事務Ｃ、技術職）の実施について 50　退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会の意見陳述の機会の付与に関する規則の改正について 51　さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の改正について **報告** 45　職員の懲戒処分について

第22回 定例会	令和7年3月4日	**議案** 52　不利益処分についての審査請求に関する規則の改正について 53　人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について
第23回 定例会	令和7年3月19日	**議案** 54　令和７年度職員採用試験・選考の日程について 55　さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１１条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第３１条の規定による協議について 56　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第２１条の規定による協議について 57　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第２４条の規定に基づく協議について 58　さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１９条の規定に基づく昇格の承認について 59　給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給の決定について 60　新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について 61　人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について 62　人事交流等により引き続いて職員となる者の号給の決定について 63　市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について **報告** 46　転職に係る能力認定実施報告について

第3回 臨時会	令和7年3月26日	**議案** 64　さいたま市人事委員会事務局職員の人事発令について 65　事業所に係る労働基準法別表第１の号別区分の決定について 66　さいたま市教職員の給与に関する条例第３４条の規定に基づく協議について **報告** 47　令和７年度職員採用試験【先行試験枠】（大学卒業程度　行政事務Ｃ、技術職）の申込状況について

第２　任用

１　採用試験

地公法第１７条の２第１項の規定により、職員の採用は原則として競争試験によらなければならないとされている。同法及びさいたま市職員の任用に関する規則（平成１４年さいたま市人事委員会規則第９号）の規定により、本委員会が実施した令和６年度職員採用試験の状況は下表のとおりである。

２　採用選考

職員の採用については、さいたま市職員の任用に関する規則において定める職については選考によることができるとしている。

なお、その一部は、さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成１４年さいたま市人事委員会規則第１０号）により、各任命権者に委任している。

本委員会が実施した令和６年度職員採用選考の状況は下表のとおりである。

試験（選考）の概要

試験種類･区分		申込期間	第１次試験	第２次試験	第３次試験	最終合格発表	主な受験資格
大学卒業程度	行政事務Ｃ（プレゼンテーション枠）	4/10～4/30	4/10～4/30 ・アピールシート	6/16 ・SPI3	6/16 ・適性検査 7/2～7/3 ・プレゼンテーション（個別面接含む）	7/11	平成２年４月２日から平成15年４月１日生まれの人
	行政事務Ａ 行政事務Ｂ（４月採用） 福祉（４月採用） 学校事務 （技術職）土木建築（４月採用） 電気機械	4/22～5/13	6/16 ・教養試験（行政事務Ａ、学校事務、消防、消防（救急救命士）、精神保健福祉士、免許資格職） ・専門試験（行政事務Ａ、福祉、技術職、心理、社会人経験者）	6/16 ・適性検査（技術職、福祉、心理、精神保健福祉士、免許資格職、社会人経験者、職務経験者） 7/5 ・論文試験 ・適性検査（行政事務、学校事務）		8/21	平成６年４月２日から平成15年４月１日生まれの人 ＊福祉は、社会福祉主事任用資格を有する人又は令和７年３月までに取得見込みの人 ＊消防及び消防（救急救命士）は、身体的条件あり ＊消防（救急救命士）は、救急救命士の免許を有する人又は令和７年春までに取得見込みの人

	消　　防 消　　防 （救急救命士）		・SPI3 （行政事務Ｂ） ・経験論文試験（職務経験者） 6/26～6/27 ・体力検査 （消防、消防（救急救命士）の教養試験合格者のみ）	・身体検査 ・適性検査 （消防・消防（救急救命士）） 7/16～19 ・集団面接 （大卒程度のみ（精神保健福祉士を除く）） 7/23～8/2、8/5～8/9、 ・個別面接			
	心　　理						平成２年４月２日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科を又はこれに相当する課程を修めて卒業した人又は令和７年３月までに卒業見込みの人
	精神保健福祉士						平成２年４月２日以降に生まれた人で、精神保健福祉士の資格を有する人又は令和７年春までに取得見込みの人
	行政事務Ｂ （10月採用） 福　　祉 （10月採用） （技術職） 建　　築 （10月採用）						平成５年10月２日から平成15年４月１日生まれの人 ＊福祉は、社会福祉主事任用資格を有する人又は令和６年９月までに取得見込みの人
免許資格職	薬剤師						平成２年４月２日以降に生まれた人で、薬剤師免許を有する人又は令和７年春までに取得見込みの人
	管理栄養士						平成２年４月２日以降に生まれた人で、管理栄養士免許を有する人又は令和７年春までに取得見込みの人
	保健師						平成２年４月２日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人又は令和７年春までに取得見込みの人
社会人経験者	（技術職） 土　　木 建　　築 電　　気 機　　械						（土木、建築） 昭和39年４月２日から平成６年４月１日生まれの人で、民間企業等において、それぞれの試験区分に関する工事の計画、設計、施工監理等の職務経験が直近10年中に通算５年以上ある人 （電気、機械） 昭和39年４月２日から平成６年４月１日生まれの人で、民間企業等において、それぞれの試験区分に関する設備工事の計画、設計、施工監理等又は施設の運転、維持管理等の職務経験が直近10年中に通算５年以上ある人

職務経験者	保育士A 保育士B						昭和39年4月2日から平成2年4月1日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・保育士資格を有する人 ・保育所等における保育士の職務経験が直近10年中に通算5年以上ある人
高校卒業程度	行政事務 学校事務 消　防 消　防 （救急救命士）	7/29 ～ 8/19	9/29 ・教養試験 （保育士、社会人経験者、職務経験者を除く） ・専門試験 （保育士のみ） ・SPI3 （社会人経験者） ・経験論文試験（職務経験者） 10/9 ・体力検査 （消防、消防（救急救命士）の教養試験合格者のみ）	9/29 ・作文試験 （行政事務、学校事務、就職氷河期世代） ・経験論文試験 （社会人経験者） ・適性検査 （就職氷河期世代、社会人経験者を除く） 10/8～10/21 ・適性検査 （就職氷河期世代、社会人経験者） 10/21 ・身体検査 （消防・消防（救急救命士）） 11/5～11/13 ・個別面接	11/27	平成15年4月2日から平成19年4月1日生まれの人 ＊消防及び消防（救急救命士）は身体的条件あり ＊消防（救急救命士）は、救急救命士の資格を有する人又は令和7年春までに取得見込みの人
免許資格職	保育士						平成2年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有する人又は令和7年3月までに取得見込みの人
	診療放射線技師						平成2年4月2日以降に生まれた人で、診療放射線技師免許を有する人又は令和7年春までに取得見込みの人
	臨床検査技師						平成2年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師免許を有する人又は令和7年春までに取得見込みの人
	作業療法士						平成2年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士免許を有する人又は令和7年春までに取得見込みの人
	理学療法士						平成2年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士免許を有する人又は令和7年春までに取得見込みの人
	言語聴覚士						平成2年4月2日以降に生まれた人で、言語聴覚士免許を有する人又は令和7年春までに取得見込みの人
就職氷河期世代	行政事務						昭和45年4月2日から昭和61年4月1日生まれの人(学歴、職歴は問わない)
社会人経験者	行政事務						昭和39年4月2日から平成6年4月1日生まれの人で、民間企業等における職務経験が直近10年中に通算5年以上ある人
職務経験者	福　祉						昭和39年4月2日から平成6年4月1日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・社会福祉士資格を有する人又は令和7年春までに取得見込みの人 ・社会福祉施設、福祉事務所等における相談援助業務の職務経験が直近10年中に通算5年以上ある人

	心　　理						昭和 39 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・公認心理師又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する人 ・福祉、司法、教育、医療に関する施設等において、上記の資格が必要とされる心理職として、心理アセスメント、心理ケア、コンサルテーション等に関する職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上ある人
技 能 職 員			9/29 ・教養試験	9/29 ・作文試験 ・適性検査 10/21 ・体力検査 11/7 ・個別面接			平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、準中型自動車の運転が可能な運転免許（5 ﾄﾝ限定のものを除く。）を有する人又は採用予定日の前月までに取得見込みの人
学芸員選考	考古		9/29 ・教養 10/17 ・個別面接	9/29 ・専門論文 11/10 ・個別面接			平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人 次のすべての要件を満たす人 ・博物館法に基づく学芸員資格を有する人又は令和 7 年 3 月までに取得見込みの人 ・学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)または大学院において日本考古学または文化財学を専攻した人 ・上記の大学等を卒業し、若しくは修了した人(令和 7 年 3 月までに卒業・終了見込みの人を含む)
障害者選考	行政事務 学校事務	8/21 ～ 9/13	11/3 第 1 次選考 ・教養 ・作文	11/30 第 2 次選考 ・集団面接 ・個別面接		12/11	平成 2 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれの人 次の手帳等の交付を受けている人 ・身体障害者手帳 ・指定医師等の作成した障害の種類及び程度等が記載された診断書、意見書 ・療育手帳 ・児童相談所等による知的障害者であることの判定書 ・精神障害者保健福祉手帳
大学卒業程度（追加募集）	(技術職) 土　　木	11/22 ～ 12/11	1/19 ・専門試験	1/19 ・適性検査 2/8 ・集団面接（大卒程度のみ） ・個別面接		2/19	平成 6 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日生まれの人

社会人経験者（追加募集）	（技術職） 土　　木 機　　械						（土木） 昭和 39 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日生まれの人で、民間企業等において、土木工事の計画、設計、施工監理等の職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上ある人 （機械） 昭和 39 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日生まれの人で、民間企業等において、機械設備工事の計画、設計、施工監理等又は施設の運転、維持管理等の職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上ある人

試験・選考結果

ア　大学卒業程度

区　分	申込者数	受験者数 A	第１次試験 合格者数	第２次試験 合格者数	第３次試験(最終)合格者数 B	競争 倍率 A／B
行政事務Ｃ (プレゼンテーション枠)	人 61	人 60	人 18	人 15	人 6	倍 10.0

イ　大学卒業程度・免許資格職

区　分			申込者数	受験者数 A	第１次試験 合格者数	第２次試験（最終）合格者数 B	競争 倍率 A／B
大学卒業程度	行政事務Ａ		人 803	人 579	人 387	人 186	倍 3.1
	行政事務Ｂ (4 月採用)		255	172	137	50	3.4
	行政事務Ｂ (10 月採用)		88	69	46	16	4.3
	福　祉 (4 月採用)		84	73	69	37	2.0
	福　祉 (10 月採用)		4	3	3	0	－
	学校事務		76	54	35	13	4.2
	技術職	土　木 (4 月採用)	56	39	38	31	1.3
		土　木 (10 月採用)	0	－	－	－	－
		土　木 (追加募集)	13	10	9	6	1.7
		建　築 (4 月採用)	17	15	15	10	1.5
		建　築 (10 月採用)	2	1	1	0	－
		電　気	6	2	2	1	2.0
		機　械	6	5	5	2	2.5
	消　防		256	202	117	44	4.6
	消防（救急救命士）		49	38	19	6	6.3
	心　理		37	23	14	4	5.8
	精神保健福祉士		5	3	3	2	1.5
免許資格職	薬剤師		18	16	11	4	4.0
	管理栄養士		57	42	5	2	21.0
	保健師		55	46	34	11	4.2

ウ　高校卒業程度・免許資格職

区　分		申込者数	受験者数 A	第１次試験 合格者数	第２次試験（最終）合格者数 B	競争倍率 A／B
高校卒業程度	行政事務	人 72	人 52	人 22	人 8	倍 6.5
	学校事務	20	17	12	6	2.8
	消　防	263	225	70	30	7.5
	消防（救急救命士）	33	28	17	7	4.0
免許資格職	保育士	177	145	145	72	2.0
	診療放射線技師	15	9	7	1	9.0
	臨床検査技師	19	14	12	4	3.5
	作業療法士	6	5	4	1	5.0
	理学療法士	4	3	2	1	3.0
	言語聴覚士	5	5	5	1	5.0

エ　就職氷河期世代

区　分	申込者数	受験者数 A	第１次試験 合格者数	第２次試験（最終）合格者数 B	競争倍率 A／B
行政事務	人 187	人 102	人 17	人 4	倍 25.5

オ　社会人経験者

区　分		申込者数	受験者数 A	第１次試験 合格者数	第２次試験（最終）合格者数 B	競争倍率 A／B
行政事務		人 437	人 317	人 47	人 15	倍 21.1
技術職	土　木	31	25	14	10	2.5
	土　木 （追加募集）	7	2	1	0	－
	建　築	20	16	10	7	2.3
	電　気	10	7	5	3	2.3
	機　械	8	7	5	1	7.0
	機　械 （追加募集）	6	4	4	1	4.0

カ　職務経験者

区　分	申込者数	受験者数 A	第１次試験 合格者数	第２次試験（最終）合格者数 B	競争倍率 A／B
福　祉	人 31	人 28	人 13	人 8	倍 3.5
心　理	5	4	4	2	2.0
保育士Ａ	25	19	19	8	2.4
保育士Ｂ	9	8	6	1	8.0

キ　技能職員

区　分	申込者数	受験者数 A	第１次試験 合格者数	第２次試験（最終）合格者数 B	競争倍率 A／B
技能職員	人 29	人 22	人 12	人 3	倍 7.3

ク　学芸員選考

区　分	申込者数	受験者数 A	第１次選考 合格者数	第２次選考（最終）合格者数 B	競争倍率 A／B
考古	人 10	人 5	人 4	人 2	倍 2.5

ケ　障害者選考

区　分	申込者数	受験者数 A	第１次選考 合格者数	第２次選考（最終）合格者数 B	競争倍率 A／B
行政事務	人 41	人 31	人 21	人 6	倍 5.2
学校事務	8	6	6	0	－

３　昇任試験

挑戦する意欲を持つ職員のモチベーション向上及び組織活性化により、質の高い行政サービスを提供し市民満足度の向上を図るため、能力実証主義に基づく透明性、公平性の高い「係長級昇任試験」を実施した。

令和６年度係長級昇任試験の実施状況は下表のとおりである。

（　）内は女性で内数

		第１次試験		第１次試験免除者数	第２次試験		競争倍率
		受験者数 A	合格者数	B（※）	受験者数	合格者数 C	(A+B)/C
行政事務		人 87 (20)	人 86 (20)	人 25 (3)	人 111 (23)	人 86 (20)	倍
福祉		7 (2)	6 (2)	0 (0)	6 (2)	3 (1)	
技術職	土木						
	建築						
	電気						1.4
	機械	46 (4)	46 (4)	24 (1)	68 (5)	51 (5)	
	化学						
	農業						
	盆栽						
	その他技師						
消防		55 (3)	25 (2)	25 (2)	50 (2)	20 (2)	4.0

※　第１次試験免除者：第１次試験に合格し第２次試験で不合格となった者（平成２７年度の第１次試験合格者から適用）

４　昇任選考

係長級昇任試験を除く職員の昇任については、さいたま市職員の任用に関する規則において、選考によることができるとしている。

また、さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則により、その一部を各任命権者に委任している。

令和６年度昇任選考の実施状況は次のとおりである。

給料表	職務の級	昇任の内容	申請数	承認数
行政職給料表	８級	計	２４	２４
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	２４	２４
	７級	計	３３	３３
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	３３	３３
	６級	計	４４	４４
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	４４	４４
	５級	計	８３	８３
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	８３	８３
	４級	計	6	6
		昇任		
		昇格 昇任昇格	6	6

医療職給料表(1)	5級	計	2	2
		昇任	1	1
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	4級	計	7	7
		昇任	1	1
		昇格		
		昇任昇格	6	6
医療職給料表(2)	6級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	5級	計	2	2
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	2	2
医療職給料表(3)	6級	計	4	4
		昇任	1	1
		昇格		
		昇任昇格	3	3
	5級	計	3	3
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	3	3

消防職給料表	９級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	８級	計	3	3
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	3	3
	７級	計	１４	１４
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	１４	１４
	６級	計	１４	１４
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	１４	１４
企業職給料表	８級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	６級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	５級	計	4	4
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	4	4

第３　給与、勤務時間その他の勤務条件

１　給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出することとされている（地公法第８条第１項第２号）。そして、毎年少なくとも１回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告することとされており、また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるとされている（地公法第２６条）。

本委員会は、こうした地公法の規定に基づき、本市職員及び市内民間事業所の従業員の給与の実態、人事院勧告の内容その他職員の給与決定に関係する諸条件について調査・研究を行い、令和６年９月２５日に市議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

【本年の給与勧告のポイント】

①　民間給与との較差（10,818円、2.67%）を解消するため、給料表を引上げ改定

②　特別給（期末手当及び勤勉手当）を引上げ（4.50月分 → 4.60月分）

１　職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の500事業所を調査対象とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された120事業所について調査を実施した。

２　職員給与と民間給与との比較

＜月例給＞

民間従業員と職員の本年４月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の同じ者同士を比較した。

民間給与	職員給与	公民較差
415,914 円	405,096 円	10,818 円（2.67%）

（職員の平均年齢は40.8歳、平均経験年数は17.9年）

《公民比較の民間従業員及び職員》

○ 民間従業員　事務・技術関係職種の常勤従業員

○ 職　　員　行政職給料表が適用される常勤職員のうち、保育士等を除いた職員

※　民間従業員、職員ともに、本年度の新卒採用者は含まれていない。

＜特別給＞

昨年８月から本年７月までの民間の年間支給割合（月数）と職員の年間の平均支給月数を比較した。

民間の支給割合	職員の支給月数	民間との差
4.62 月	4.50 月	0.12 月

３　公民較差に基づく給与改定

⑴　月例給

・　民間給与との較差（10,818円、2.67％）を解消するため、行政職給料表について、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逓減する形で全級・全号給について引上げ改定。初任給については、大卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円、それぞれ引上げ

・　その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本として改定

※　医療職給料表⑴及び特定任期付職員給料表は、人事院勧告の内容に準じて改定

※　教育職給料表⑴及び⑵は、埼玉県における改定状況等を考慮して改定

⑵　特別給

・　年間の支給月数を0.10月分引上げ（4.50月分 → 4.60月分）、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

※　定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員は、人事院勧告の内容に準じて改定

⑶　その他

・　初任給調整手当及び寒冷地手当について、人事院勧告の内容に準じて改定

⑷　実施時期

・　この改定については、令和６年４月１日から実施

・　ただし、特別給（期末手当及び勤勉手当）の令和７年６月期以降の支給に関する改定は、令和７年４月１日から実施

４　人事管理に関する諸課題

⑴　働きやすい魅力的な職場環境の整備

ア　長時間労働の是正

・　長時間労働の是正は、有為な人材の採用、離職の防止、職員の健康保持、公務能率の維持向上といった多くのテーマに通じる最重要課題

・　時間外勤務時間や時間外在校等時間が、年間1,000時間を超える職員・教育職員も一定数存在。所属単位では、時間外勤務時間が多い部署に偏りも見られる。まずは、職

員の健康保持という観点から、危機感を持って実効性のある対策を講じていくことが必要

・　職員の健康保持のためには、11時間を目安とした勤務間インターバルを「実質的に」確保するための取組みが必要。個々の職員の勤務間インターバルの状況を可視化し、その上で、「安全配慮義務」を負っていることを所属長に周知すれば、各所属における勤務間インターバルの確保に相応の効果があるものと期待

・　客観的な記録による在庁時間の実績と、命令書上の時間外勤務時間等の実績との間の乖離を防ぐ取組みが大切。乖離を点検する制度的な仕組みを整備することが必要

イ　ワーク・ライフ・バランスの推進

・　「育児」に係る両立支援制度を利用できるのは「子が小学校に就学するまでの間」であり、「小１の壁」に直面して、やむを得ず退職を選択するケースも発生

・　「小１の壁」への対応として、一部の地方公共団体で導入している「子育て部分休暇」（部分休業と同様の無給の休暇を「子が小学校１年生から６年生までの間」取得できるというもの）は有効。子どもが小学校に入学した後も、「子育て」と仕事との両立を図ることができるよう、勤務条件・勤務環境を整備していくことは大変重要

・　介護に係る両立支援制度は、介護休暇と介護時間が職員のニーズに合ったものであるかを検証し、ニーズに寄り添った支援を提供していくことが必要

ウ　メンタルヘルス対策

・　ストレスチェックの集団分析が職場環境の改善を行いやすい「課単位」で行われることになり、リスク因子の早期発見や適切な改善措置につなげるための環境は徐々に整備

・　今後は、安全衛生委員会がその機能を十分に発揮し、各職場の課題に応じた適切な改善措置を講じていくことが肝要。分析から改善措置に至るまでのフローを整理し、分析結果を具体的な改善につなげるための体制整備を引き続き進めていくことを期待

・　労働者数50人未満の学校においては、法令上、安全衛生委員会の設置義務や産業医の選任義務が課されていない。労働者数が「50人以上」と「50人未満」とで学校の労働安全衛生管理体制が変わってしまうことは、今後の改善が望まれる課題

エ　ハラスメントの根絶

・　任命権者において、パワー・ハラスメントをした場合の処分の標準例が懲戒処分の指針に明記され、併せてパワー・ハラスメントの言動例が明示されたことで、ハラスメントの根絶に向けた取組みに一定の進展が見られたことは評価

・　ハラスメントをした職員に対しては厳正に対処していくという姿勢を明確に示していくことが肝要。ハラスメントをしたというマイナス要素を人事評価に的確に反映させる仕組み作りも必要

オ　職員を孤立させない取組みの推進

・　いわゆるカスタマー・ハラスメントへの対応においては、「職員を孤立させない取組み」が重要。１人の職員に任せるのではなく、類型に応じて組織として対応できる体制の整備が急務

・　窓口対応等を記録するカメラを設置するなど、ハード面からの環境整備も重要。引

き続き「職員を孤立させない」という強い信念の下、必要な制度設計等を検討することを期待

⑵　人材の確保、育成及び活用

ア　人材の確保

・　本委員会としては、採用試験の見直し、業務内容説明会の充実といった取組みを継続。また、職員採用で競合する団体の状況を踏まえ、初任給基準等について継続して検討

・　任命権者においては、働きやすい魅力的な職場環境の整備に着実に取り組むとともに、民間企業等の先進事例も参考に、人材確保に資する新たな取組みを検討されることを期待

・　定年を待たずに退職する職員が増加傾向にあり、令和４年度から５年度にかけて急増。速やかな実態把握と原因究明を期待

・　社会人経験者の採用を拡大している中、これにより採用した職員がスムーズに市役所組織に順応し、定着するよう、オンボーディング（職場への円滑な適応支援）の充実も必要

イ　人材の育成

・　働くことに対する人々の意識が変化し、特に若い世代においては、自分の能力、適性、関心等を踏まえ、将来の転職も視野に入れた自律的なキャリア形成を志向する者が増加。こうした働き手のニーズの変化にも十分に配慮することが必要

・　女性活躍推進の観点から、出産・育児に伴うキャリアロスによって将来的なキャリアが限定されてしまうという、いわゆるマミートラックに対し、どのような対応策を講ずるかも切実な課題

・　こうした課題に対応するために人材育成のあり方を抜本的に見直した民間企業の先行事例等も参考に、時流に即した人材育成のあり方を検討されることを期待

ウ　役職定年職員の活躍の推進

・　令和６年度から、役職定年により降任したスタッフ職の職員が定数内職員として配置され、今後、定年の段階的な引上げに伴って配置数が逓増。役職定年職員のマンパワーを十分に活かすことができるか否かは、今後の組織パフォーマンスを左右する重要な問題

・　役職定年制のあり方を丁寧に検証し、定年引上げが制度完成を迎える令和13年４月までに最適化が図られることを期待

・　⑴の各項で述べた「働きやすい魅力的な職場環境」を実現するための取組みを円滑にかつ推進力を持って実施していくため、原動力として役職定年職員を活用することも検討が必要

⑶　組織パフォーマンスの向上

ア　メリハリのある処遇の推進

・　市役所が組織として最大限のパフォーマンスを安定的に発揮していくためには、人事面と給与面の双方において「メリハリのある処遇」を推進することが必要

・ 昇給及び勤勉手当への人事評価結果の反映をより一層推進していくことが求められるが、これを推進するに当たっては、一部の成績優秀者のみならず、着実に本市の事務事業に貢献している多くの職員が報われる仕組みとされることを期待

イ　職制の見直し・再整理

・ 「メリハリのある処遇」を推進していくに当たっては、職（ポスト）に係る人事・給与上の位置付けである「職制上の段階」と「給料表の級構成」（給与水準の設定）が、それぞれの職務の実態に即した適正なものとなっていることが前提

・ 「係長」については、係の統括的責任者であるとともに事務事業の遂行単位責任者でもあるという職責を十分に踏まえた、具体的な改善措置が必要

・ 職務の内容や職に求められる期待役割を今一度点検する等、「職制上の段階」と「給料表の級構成」の最適化に向けた検討を進められることを期待

ウ　人事評価制度の改善

・ 「メリハリのある処遇」をより一層推進していくためには、基礎となる人事評価制度の公平・公正性、客観性、透明性がしっかりと担保され、職員に納得感を持って受け入れられていることが不可欠

・ 人事評価の実施に当たっては、評価のばらつき等が当然想定されるため、これをいかに調整し、評価の公平性や客観性を担保していくかが課題。最終的に評価を確定する「調整者」の機能が十分に発揮されることが極めて重要

・ 引き続き人事評価制度のあり方を定期的に検証し、組織の持続的な成長を促進する制度として適切かつ効果的に運用されることを期待

⑷　これからの時代にふさわしい公務員人事管理の実現に向けて

・ 公務員が直面する行政課題は高度に多様化・複雑化。一方で、公務における人材確保は、採用と離職防止の両面でかつてない困難な状況。公務員の人事・給与制度は今、社会的なパラダイムシフトに対応するための大きな変革が求められる、重大な局面

・ 人事院は本年、国家公務員の人材確保の状況を改善させるため、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上」、「Well-beingの実現に向けた環境整備」を重点課題とした上で、課題横断的に対応するための「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（給与制度のアップデート）等の具体的な措置事項を提示

・ 人事院が掲げた重点課題は本市にも共通。人事・給与制度の抜本的な改革が急務であるということも共通。本市においても、人事・給与制度を、時代の変化に対応し、真に組織力の向上を支える基盤となるよう、適時・的確にアップデートしていくことが急務

・ 本委員会は、これからの時代にふさわしい公務員人事管理の実現に向けて、令和７年に「さいたま市版人事・給与制度のアップデート」として報告できるよう、鋭意検討

２　条例の制定、改廃に対する意見

地公法第５条第２項の規定により、人事行政に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は次のとおりである。

意見申出年月日	条　例　名	意　　見
令和６年 11 月 25 日	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和６年 11 月 25 日	さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和７年２月３日	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（第２条に規定するさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正及び第５条に規定するさいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部改正を除く。）	刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和７年２月３日	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。

令和７年２月３日	さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について	雇用保険法、国家公務員退職手当法等の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和７年２月３日	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和７年２月３日	さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について	刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、その他規定の整備を行うものであり、異議ありません。

３　規則等の制定、改廃の協議

さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第38条、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第34条等の規定により、当該各条例に基づく規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、市長又は教育委員会はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないこととされている。

本委員会で協議した規則案等は次のとおりであり、いずれも異議はない又は改正を是認する旨の回答をした。

回答年月日	協議規則案等
令和６年４月23日	さいたま市職員の給与に関する条例第38条の規定による協議 ・　さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
令和６年12月24日	さいたま市職員の給与に関する条例第38条の規定による協議 ⑴　さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ⑵　さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条の規定による協議 ・　さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
令和６年12月24日	さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定による協議 ・　さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
令和７年３月19日	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条の規定による協議 ・　さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

	さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定による協議 ・　さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
令和７年３月19日	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条の規定による協議 ⑴　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ⑵　さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
令和７年３月19日	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第24条の規定による協議 ・　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則
令和７年３月26日	さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議 ・　さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

４　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認等

職員の初任給、昇格、昇給等の運用に際し、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならないこととされている事項等について、本委員会が承認したもの（さいたま市人事委員会事務専決規程（平成14年さいたま市人事委員会訓令第１号）第４条の規定により事務局長が専決したものを除く。）は、次のとおりである。

承　認 年月日	任命権者	承　認　等　の　内　容	根拠規定
令和６年 ５月22日	教育委員会	他の地方公共団体の職員から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給を決定することについて	第16条
令和６年 ６月18日	市　　長	新たに職員となる者を医療職給料表(1)の４級以上の職務の級に決定すること及びその者の号給を決定することについて	第10条第１項第１号、第18条
令和６年 ７月23日	市　　長	昇任選考により昇任した職員を行政職給料表の５級以上の職務の級に昇格させることについて	第19条第１項第１号
	市　　長	新たに職員となる者を行政職給料表の５級以上の職務の級に決定すること及びその者の号給を決定することについて	第10条第１項第１号、第18条
令和６年 ８月20日	市　　長	新たに職員となる者を医療職給料表(1)の４級以上の職務の級に決定すること及びその者の号給を決定することについて	第10条第１項第１号、第18条
令和６年 ９月３日	市　　長	昇任選考により昇任した職員を行政職給料表の５級以上の職務の級に昇格させることについて	第19条第１項第１号
令和６年 ９月17日	市　　長	昇任選考により昇任した職員（現に在職する職務の級への在級年数が２年に満たない者を含む）を行政職給料表の５級以上の職務の級に昇格させることについて	第19条第１項第１号、第４項
令和６年 10月22日	市　　長	新たに職員となる者の初任給決定において、規則により難い場合の措置として別段の取扱いをすることについて	第44条
令和７年 ２月18日	市　　長	昇任選考により昇任した職員を医療職給料表(1)の４級以上の職務の級に昇格	第19条第１項第１号

		させることについて	
令和７年３月４日	市　　長	新たに職員となる者を行政職給料表の５級以上の職務の級に決定すること及びその者の号給を決定することについて	第10条第１項第１号、第18条
令和７年３月19日	市議会議長 市　　長 消　防　長 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 代表監査委員 農業委員会	昇任選考により昇任した職員（現に在職する職務の級への在級年数が２年に満たない者を含む。）を行政職給料表の５級以上、医療職給料表⑴の４級以上、医療職給料表⑵の５級以上、医療職給料表⑶の５級以上又は消防職給料表の６級以上の職務の級に昇格させることについて	第19条第１項第１号、第４項
	市　　長	給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給を決定することについて	第16条
	市　　長	新たに職員となる者を医療職給料表⑴の４級以上の職務の級に決定すること及びその者の号給を決定することについて	第10条第１項第１号、第18条
	市　　長	新たに職員となる者を行政職給料表の５級以上の職務の級に決定すること及びその者の号給を決定することについて	第10条第１項第１号、第18条
	市　　長 教育委員会	国家公務員又は他の地方公共団体の職員から人事交流等により引き続いて職員となる者の号給を決定することについて	第16条
	教育委員会	給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて給料表の適用を受ける職に転任する者（市立学校の教職員から行政職に転任する職員）の職務の級に決定において級別資格基準表に定める資格要件を緩和すること及びその者の号給を決定することについて	第10条第２項、第16条

第４　公平審査等

１　勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地公法第４６条）。

この措置要求制度は、団体交渉権及び争議権が制限されている職員の勤務条件を確保するための代償措置として設けられた制度である。

措置要求があったときは、人事委員会は、事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならないこととされている（地公法第４７条）。

令和６年度における措置要求の状況は、次のとおりである。

措置要求の状況

令和５年度末現在未処理件数	令和６年度の措置要求件数	令和６年度の処理件数			令和６年度末現在未処理件数
			令和５年度末現在未処理件数に係る処理件数	令和６年度の措置要求件数に係る処理件数	
０件	０件	０件	０件	０件	０件

２　不利益処分に関する審査請求

任命権者により懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対してのみ行政不服審査法による審査請求をすることができる（地公法第４９条の２第１項）。

この審査請求制度は、任命権者により行われた職員に対する違法又は不当な権利侵害を公平・中立な第三者機関である人事委員会に救済させることによって職員の身分保障の実効性を担保し、職員の身分の安定を通じて公務の民主的かつ能率的な運営を確保しようとするものである。

審査請求があったときは、人事委員会は、事案について審査を行い、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消し、さらに必要がある場合は、任命権者に対し職員が受けた不当な身分取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされてい

る（地公法第５０条）。

令和６年度における審査請求の状況は、次のとおりである。

審査請求の状況

令和５年度末現在未処理件数	令和６年度の審査請求件数	令和６年度の処理件数			令和６年度末現在未処理件数
			令和５年度末現在未処理件数に係る処理件数	令和６年度の審査請求件数に係る処理件数	
１件	０件	０件	０件	０件	１件

３　苦情相談

職員は、人事委員会に対して、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出及び相談をすることができる。

この苦情相談制度は、職員の勤務条件や執務環境等に関する不平・不満等の苦情を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念できるようにし、公務能率の維持・向上を図ろうとするものである（地公法第８条第１項第１１号）。

苦情相談があったときは、人事委員会は、相談者に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものである。

令和６年度における苦情相談の状況は、次のとおりである。

苦情相談の状況

苦情相談案件の件数	相談内容（重複あり）						
	任用関係	給与関係	勤務条件・服務関係	厚生福利関係	公平審査関係	ハラスメント関係	その他
２０件	１０件	０件	４件	０件	０件	１４件	１１件

第５　職員団体

１　職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地公法第５２条第１項）。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である（地公法第５３条）。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

（令和７年３月３１日現在）

職員団体の名称	事務所所在地	登録年月日
自治労さいたま市職員労働組合	さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号	平成 14 年１月 25 日
自治労連さいたま市職員組合	さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号	平成 14 年９月 26 日
さいたま市教職員組合（全教）	さいたま市大宮区吉敷町４丁目９３番地５	平成 13 年７月 25 日
さいたま市教職員組合（日教組）	さいたま市浦和区高砂４丁目３番５号	平成 13 年７月 25 日
学校事務ネットワークさいたま	さいたま市浦和区高砂４丁目３番５号	平成 13 年７月 25 日

２　管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体は、職員の利益を適正に代表するための基礎を欠くと考えられることから、そのような団体は、地公法上の「職員団体」として取り扱わないこととされており、管理職員等の範囲は、中立的な人事委員会が定めることとされている。

管理職員等の範囲を定める規則（平成１４年さいたま市人事委員会規則第８号）に規定する管理職員等の範囲は、次のとおりである。

（令和７年３月３１日現在）

機関	職
各機関共通	理事、副理事、参事、副参事及び総合調整幹
議会局	⑴　局長、部長、次長及び課長 ⑵　総務部の調整幹 ⑶　総務部秘書総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務又は局の人事若しくは予算に関する企画事務を担当する者（局の人事又は予算に関する企画事務にあっては主査を除く。）に限る。）
市長事務部局	⑴　局長、公室長、本部長、会計管理者、総合政策監、情報統括監、危機管理監、医務監、部長、室長、広報監、行政管理監、次長及び課長 ⑵　区長及び副区長 ⑶　所長（第３類事業所の長及び市民の窓口の所長を除く。）、場長、東京事務所及び患者支援センターの副所長並びに大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館の副館長 ⑷　学院長及び事務長 ⑸　園長 ⑹　院長、副院長、院長補佐、副看護部長、科長（医療職給料表⑵の適用を受ける者に限る。）、技師長及び看護師長 ⑺　局又は市長公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長並びに都市戦略本部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（局、市長公室又は都市戦略本部の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。） ⑻　市長公室秘書広報部秘書課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。）

⑼　都市戦略本部都市経営戦略部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（新庁舎等整備に関する事務を担当する者に限る。）

⑽　都市戦略本部行財政改革推進部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（行政改革に関する事務を担当する者に限る。）

⑾　総務局総務部総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長及び主査（行政組織等に関する事務を担当する者に限る。）

⑿　総務局総務部法務・コンプライアンス課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（条例、規則等の審査、訴訟又は服務の調査に関する事務を担当する者に限る。）

⒀　総務局人事部人事課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は定員管理に関する事務を担当する者に限る。）

⒁　総務局人事部職員課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の給与に関する事務、職員団体に関する事務、職員の福利厚生に関する事務又は職員の安全衛生及び公務災害に関する事務を担当する者に限る。）

⒂　財政局財政部財政課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長

⒃　財政局財政部庁舎管理課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）

⒄　市民局区政推進部の主幹、調整幹、専門幹、参与及び主査（区役所に係る総合調整及び区役所改革の推進に係る調整に関する事務を担当する者に限る。）

⒅　保健衛生局市立病院病院経営部病院総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）

⒆　保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事務を担当する者に限る。）

⒇　区役所区民生活部総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（区役所の人事若しくは予算に関する企画事務又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）

(21)　出納室出納課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（室の人事

	若しくは予算に関する企画事務又は資金の計画運用及び歳計現金の管理に関する事務を担当する者に限る。） ㉒　第７号、第１３号、第１８号、第２０号及び前号に規定する課が属する部又は室の調整幹
教育委員会	⑴　副教育長、部長、次長、課長、室長、主席管理主事及び主席指導主事 ⑵　所長及び館長（第３類の施設又は機関の長にあっては、地区公民館及び地区図書館の長に限る。）並びに副館長 ⑶　校長、副校長及び教頭 ⑷　管理部及び学校教育部の調整幹 ⑸　管理部教育総務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事（秘書に関する事務、条例、規則等の審査に関する事務、組織に関する事務、教職員を除く職員の人事、服務、給与等に関する事務、職員団体に関する事務又は職員の安全衛生に関する事務を担当する者（秘書及び組織に関する事務にあっては、主任及び主事を除く。）に限る。） ⑹　管理部教育財務課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（教育委員会の予算の取りまとめに関する事務を担当する者に限る。） ⑺　学校教育部教職員人事課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務、職員団体に関する事務又は教職員の公務災害に関する事務（これらの事務のうち、第９号に規定する事務を除く。）を担当する者に限る。） ⑻　学校教育部教職員給与課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の給与に関する事務又は教職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。） ⑼　学校教育部高校教育課の課長補佐、主幹、主任管理主事、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、主任及び主事（高等学校及び中等教育学校の教職員の人事、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）
市選挙管理委員会事務局	⑴　事務局長、事務局次長、課長及び調整幹 ⑵　選挙課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（事務局の人事又

	は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）
人事委員会事務局	⑴　事務局長、事務局次長、課長及び調整幹 ⑵　任用調査課の課長補佐、主幹、専門幹、参与、係長、主査、主任及び主事
監査事務局	⑴　事務局長、事務局次長、課長及び調整幹 ⑵　監査課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）
農業委員会事務局	⑴　事務局長、事務局次長、課長及び調整幹 ⑵　農業振興課の課長補佐、主幹、専門幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）

備考

１　この表中「第３類事業所」とは、さいたま市事業所事務分掌規則（平成１５年さいたま市規則第８７号）別表第１第３類事業所の欄に掲げる事業所をいう。

２　この表中「市民の窓口」とは、さいたま市区役所等事務分掌規則（平成１５年さいたま市規則第８８号）第１７条に規定する市民の窓口をいう。

３　この表中「医療職給料表⑵」とは、さいたま市職員の給与に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４２号）第３条第１項第２号イに掲げる給料表をいう。

４　この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健衛生局保健部保健衛生総務課、福祉局生活福祉部福祉総務課、子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課、環境局環境共生部環境総務課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。

５　この表中「第３類の施設又は機関」とは、さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成１５年さいたま市教育委員会規則第１号）第４条第４項に規定する第３類の施設又は機関をいう。

６　この表中「教職員」とは、さいたま市教職員定数条例（平成２９年さいたま市条例第１６号）第２条に規定する教職員をいう。

第６　労働基準監督機関

１　労働基準法の号別区分等

労働基準法（昭和２２年法律第４９号）及び労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく労働条件を保護するための監督機関は、一般的には都道府県労働局又は労働基準監督署であるが、地方公務員には地公法第５８条で特例（他の法律の適用除外等）が設けられており、労働基準法別表第１の第１１号及び第１２号に掲げる事業並びに同表の各号のいずれにも属さない事業に従事する職員については、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）が労働基準監督機関の職権を行使することとされている（なお、企業職員や技能職員についてはこの特例が適用されないため、従事する事業の号別にかかわらず都道府県労働局又は労働基準監督署が労働基準監督機関の職権を行使する。）。

そして、人事委員会を置く地方公共団体は、従事する事業の号別によって労働基準監督機関が異なることから、団体内の事業所が労働基準法別表第１のいずれの号に該当するかの区分を決定することとしている（号別区分の決定）。

本市の事業所について「号別区分の決定」をした一覧は、次のとおりである。

⑴　人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（342 事業所）

（令和７年３月３１日現在）

号別	業務内容	部局別	事　業　所　名
12	教育・研究・調査の事業（252）	市長（7）	人材育成課、漫画会館、大宮盆栽美術館、岩槻人形博物館、高等看護学院、農業者トレーニングセンター、見沼グリーンセンター
		教育委員会（245）	教育研究所、舘岩少年自然の家、小学校（104）、中学校（58）、高等学校（3）、中等教育学校（1）、特別支援学校（2）、五反田会館、鹿室南集会所、青少年宇宙科学館、博物館、うらわ美術館、生涯学習総合センター、公民館（59）、図書館（10）
別表第１の各号に属さない事業（90）		議会（1）	議会局
		市長（56）	本庁、東京事務所、市税事務所（北部、南部）（2）、男女共同参画推進センター、男女共同参画相談室、消費生活センター（総合、浦和、岩槻）（3）、セカンドライフ支援センター、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、子ども家庭総合センター、

		産業振興会館、計量検査所、食肉中央卸売市場、車両対策事務所、まちづくり事務所（日進・指扇周辺、浦和東部、東浦和、浦和西部、与野、岩槻、浦和駅周辺、大宮駅東口、大宮駅西口）（9）、都市計画事務所（北部、南部）（2）、建設事務所（北部、南部）（2）、区役所（西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑、岩槻）（10）、支所（馬宮、植水、三橋、日進、宮原、大宮駅、片柳、七里、春岡、東大宮、土合、大久保、谷田、三室、美園、東岩槻）（16）
	消防（28）	消防局、防災センター、消防署（10）、出張所（16）
	教育委員会（1）	教育委員会事務局
	選挙管理委員会(1)	選挙管理委員会事務局
	人事委員会（1）	人事委員会事務局
	監査委員（1）	監査事務局
	農業委員会（1）	農業委員会事務局

⑵　労働基準監督署が職権を行使する事業所（121 事業所）

（令和７年３月３１日現在）

号別	業務内容	部局別	事　業　所　名
1	製造・加工業（32）	水道（5）	水道庁舎、針ヶ谷庁舎、北部水道営業所、水道総合センター、配水管理事務所
		教育委員会（27）	学校の給食調理場（小学校）（27）
8	商　業（3）	市長（3）	思い出の里市営霊園事務所、ひかり会館、大宮聖苑管理事務所
13	保健・衛生業（79）	市長（79）	三つ和会館（隣保館）、食肉衛生検査所、こころの健康センター、動物愛護ふれあいセンター、市立病院、保健所、健康科学研究センター、保育園（59）、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、療育センターひなぎく、保健センター（10）
15	清掃・と畜場業（7）	市長（7）	清掃事務所(西部、東部）（2）、環境センター（西部、東部）（2）、クリーンセンター（大崎、西堀）(2)、大宮南部浄化センター

（注）　⑴・⑵の表に掲げられていない事業所は、さいたま市の組織上その直近上位にあたる事業所に含まれるものとする。

２　職権行使状況

当委員会が労働基準監督機関として令和６年度中に職権を行使した事項は、次のとおりである。

職権行使事項		件数
労働基準法関係		
	解雇予告除外認定（労働基準法第２０条第３項、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第７条）	3
	時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理（労働基準法第３６条第１項及び第５項、労働基準法施行規則第１６条第１項）	203
	適用事業報告の受理（労働基準法施行規則第５７条第１項）	1
労働安全衛生法関係		
	総括安全衛生管理者の選任報告の受理（労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第２条第２項）	3
	安全管理者の選任報告の受理（労働安全衛生規則第４条第２項）	2
	衛生管理者の選任報告の受理（労働安全衛生規則第７条第２項）	79
	産業医の選任報告の受理（労働安全衛生規則第１３条第２項）	62
	機械等設置届の受理（労働安全衛生規則第８６条第１項）	1
	ボイラー性能検査結果報告の受理（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和４７年労働省令第４４号）第９条）	3
	第一種圧力容器性能検査結果報告の受理（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第９条）	4

※　上記に引用した法令の条項は、職権行使時点のものである。

第７　人事委員会規則等の制定、改廃

１　人事委員会規則

規則番号	公布年月日 施行年月日	規　　則　　名	制定改廃
令和６年 第　４　号	R6.9.20 R6.10.1	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和６年 第　５　号	R6.9.20 R6.10.1	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
令和６年 第　６　号	R6.10.8 R6.10.8	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
令和６年 第　７　号	R6.12.13 R6.12.13	公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
令和６年 第　８　号	R6.12.27 R6.12.27	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和７年 第　１　号	R7.2.21 R7.4.1	退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会の意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和７年 第　２　号	R7.3.7 R7.4.1	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	一部改正

２　人事委員会訓令

訓令番号	公布年月日 施行年月日	件　　名	制定改廃
令和７年 第　１　号	R7.2.21 R7.2.21	さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令	一部改正

３　人事委員会通達

通達番号	通達年月日 あ　て　先	件　　名	制定改廃
令和６年 第　２　号	R6.9.20 各任命権者	さいたま市職員の任用に関する規則第１０条（選考による採用）の運用についての一部改正について	一部改正
令和６年 第　３　号	R6.9.20 各任命権者	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について	一部改正
令和７年 第　１　号	R7.2.18 各任命権者	任用に関する規則の様式の改正について	一部改正

第８　公平委員会事務の受託

公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して地公法第８条第２項に規定する公平委員会の事務を処理させることができることとされている（地公法第７条第４項及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４）。

本委員会においては、これらの規定に基づき、平成１９年度から埼玉県後期高齢者医療広域連合における公平審査（苦情相談を含む。）に係る事務、管理職員等の範囲の規則制定等の公平委員会事務を受託している。

なお、令和６年度において処理すべき事務はなかった。

第９　各種会議の開催状況

１　全国人事委員会連合会

開催年月日	会　議　名	開催地	備考
令和　６年　６月２７日	第１３２回総会	東京都	
令和　６年　７月　８日 ９日	第６７回公平審査事務研修会	仙台市	

２　大都市人事委員会連絡協議会

開催年月日	会　議　名	開催地	備考
令和　６年　４月	委員長会議	大阪市	書面開催
令和　６年　８月２３日	実務者会議	福岡市	
令和　６年１１月１３日	職員研修会（給与関係）	東京都	Web 開催
令和　６年１２月１３日	課長会議（給与・公平・労基関係）	神戸市	
令和　７年　１月２４日	課長会議（任用関係）	静岡市	Web 開催
令和　７年　１月	職員研修会（公平審査関係）	名古屋市	書面開催
令和　７年　１月３１日	職員研修会（任用関係）	さいたま市	

３　その他の会議

開催年月日	会　議　名	開催地	備考
令和　６年　８月２３日	全国人事委員会事務局長･人事担当課長・市町村担当課長会議(総務省)	東京都	Web 開催

○ **事務局職員名簿**（令和６年４月１日現在）

事　務　局　長	山　口　明　美
副理事兼事務局次長	阿　部　晴　光
総 合 調 整 幹	長　畑　哲　也

【任用調査課】

課　　長	遊　馬　正　英
参　　与（再）	久保田　　章

〈任　用　係〉

係　　長	服　部　　誠
主　　査	新　島　雅　人
主　　査	永　井　涼　介
主　　査（再）	山　岸　里　美
主　　事	吉　垣　仁　美
主　　事	中　元　慎太郎

〈調　査　係〉

係　　長	赤　木　隆　一
主　　査	髙　橋　通　仁
主　　査	倉　島　ちひろ
主　　任	村　木　友　香

人事委員会年報　　令和６年度

発　行　年　月　　令和７年６月

編　集　発　行　　さいたま市人事委員会事務局
〒３３０－９５８８
さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

この人事委員会年報は５０部作成し、１部当たりの印刷経費は４３１円（概算）です。